

## にかほ市マイナポイント設定支援等業務委託プロポーザル実施要領

### 1、目的

この要領は、にかほ市マイナポイント設定支援等業務委託について、当該業務の目的及び内容に最も適した事業者を選定するため、プロポーザル方式を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 2、業務概要

- (1) 業務の名称 にかほ市マイナポイント設定支援等業務委託
- (2) 業務の内容 にかほ市マイナポイント設定支援等業務委託仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和3年3月31日までとする。  
ただし、マイナポイント事業が終了した場合はその日までとする。
- (4) 委託費の上限価格 3,465,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）  
※提案の内容に関わらず、この上限価格を超える提案は受け付けない。  
※上限価格は、契約時の予定価格を示すものではない。

### 3、問合せ・各種書類提出先

にかほ市 企画調整部 まちづくり推進課 情報広報班（担当：加藤）  
〒018-0192 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地（にかほ市役所象潟庁舎2階）  
電話：0184-43-7510 ファクシミリ：0184-43-5707  
電子メール：joho@city.nikaho.lg.jp

### 4、参加資格

- (1) 秋田県内に本社、支社、営業所等を有し、迅速な連絡調整と対応が可能であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定により、本プロポーザルの募集開始日から契約締結日までの間のいずれの日においても、秋田県またはにかほ市から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法または民事再生法に基づき、更生手続開始または民事再生手続開始の申し立てがされている者ではないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (5) 自己または自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び、次の①から⑦までに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
  - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者
  - ⑤ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供または便宜を供与する等、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力している者
  - ⑥ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑦ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (6) にかほ市における令和元年度・令和2年度入札参加資格の認定（登録区分は問わない）を受けている者、または認定を有していない場合は、以下の書類（発行日より3ヵ月以内）の提出ができること。
  - ① 登記簿事項証明書（履歴事項全部証明書）
  - ② 財務諸表
  - ③ 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）「その3の3」

## 5、スケジュール

公募開始から委託先選定までのスケジュールは、以下のとおりとする。

内 容	日 時
公告日	令和2年6月22日（月）
質問書の受付期間 【質問書】	令和2年6月22日（月） ～26日（金）午後5時まで
参加表明書提出期限【様式1～4】	令和2年7月2日（木）まで
選定・非選定結果通知	令和2年7月7日（火）まで
企画提案書等提出期限【様式5】	令和2年7月14（火）午後5時まで
【質疑】（にかほ市→事業者）	令和2年7月17日（金）までに送付
【応答】 質疑への回答期限	令和2年7月21日（火）午後5時まで
審査委員会の開催 場所：にかほ市役所	令和2年7月22日（水） ～27日（月）までに実施
選考結果通知	令和2年7月28日（火）発送
契約締結・業務開始	令和2年7月下旬

※スケジュールは、本プロポーザルへの参加事業者の多少により前後することがあります。その際は、すべての参加者の承諾を得て実施します。

## 6、質問及び回答

### (1) 質問方法

公告に対する質問（事業者→にかほ市）は、書面による郵送または持参（様式自由）の他、ファクシミリ及び電子メールでも受け付ける。なお、質問書には、回答を受け付ける担当部署、担当者氏名、電話番号およびファクシミリ番号、電子メールアドレスを併記すること。また、質問書を送付した場合は、市担当課へ電話にてその旨連絡すること。

### (2) 質問の受付期間：令和2年6月22日（月）～26日（金）午後5時まで

### (3) 回答方法

① 質問に対する回答は、ファクシミリまたは電子メールにより回答する。

② 質問に対する回答は、実施要領等の追加等とみなし、市ホームページにて公表する。

### (4) 回答期限：令和2年6月30日（火）

### (5) 説明会 本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

## 7、参加表明について

提出日：令和2年7月2日（木）午後5時まで

提出方法：郵送または持参

提出書類：下記の書類を6部（正本1部、副本5部）提出すること。

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 事業者概要書（様式2）
- (3) 業務履歴書（様式3）
- (4) 業務の実施体制（任意様式、A4用紙1枚以内）
- (5) 宣誓書（様式4）

## 8、選定・非選定について

期日：令和2年7月7日（火）

参加表明提出書類に基づき、参加資格について審査し、参加事業者として選定または非選定を

決定の上、選定・非選定に関わらず、参加表明事業者すべてに書面により期日までに通知する。

## 9、提案書及び見積書の提出について

提出日：令和2年7月14日（火）午後5時まで

提出方法：郵送または持参

提出書類：下記の書類を6部（正本1部、副本7部）提出すること。

### (1) 企画提案書（様式5）

下記を必ず記載すること。

① 取組及び実施方針：仕様書に従って積極的な提案を行うこと。

② 工程表：様式に従い簡潔にまとめること。

以上の内容を、A4用紙2枚程度に簡潔にまとめること。

### (2) 見積書（任意様式）

宛て名を「にかほ市長」とし、業務の名称の記載及び代表者の記名・押印のあるもの。  
業務内容ごとに見積金額の内容を記載すること。（総額のみ記載としないこと）。

## 10、プレゼンテーション及びヒアリング

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対面でのプレゼンテーション及びヒアリングは実施せず、書類審査及び書面による質疑応答を行うものとする。

### 11、提案書等に対する質疑応答

提案書等に対する質疑がある場合は、次のとおり書面により行うので回答すること。

質疑（にかほ市→事業者）

令和2年7月17日（金）までに電子メール等により送付する。

回答（事業者→にかほ市）

令和2年7月21日（火）午後5時までに電子メール等により回答すること。

### 12、評価項目及び評価基準

企画提案書等に対する評価項目及び評価基準は、次のとおりとする。

評価対象	評価の視点		配点
企業評価	会社の規模、経営状況が適正か。 過去5年以内に、同種業務の実績があるか。 業務を実施するために必要な組織、人員、体制は整っているか。		15
提案書評価	業務目的等	目的、条件、内容が極めて適切に表現されているか。	15
	実施手順	業務実施手順を示すフローが極めて適切か。	15
	業務の理解度	各業務の作業内容について、適切な着眼点、作業方針等が述べられているか。	15
	業務の実現性	業務全般を通じて、提案者の業務経験の活かし方、実現への根拠等が適切に示されているか。	15
	業務の独創性	本業務の目的に鑑み、成果品の作成方法、今後の取組に向けた展開案が適切に示されているか。	10
工程管理	確実に業務を遂行できる工程になっているか。		15
積算内容※	業務に係る経費の見積もりや算定根拠は適切なものか。		-
	合 計		100

※点数化しない。

### 13、審査・結果通知

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者を選定するため、「にかほ市マイナポイント設定支援等業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(1) 審査期日：令和2年7月22日（水）～27日（月）の期間に実施

- ① 提出された企画提案書等および質疑応答の内容を総合的に判断し、委託候補者1者を決定する。
- ② 同一点数が2者以上となった場合は、提案見積金額の低い方を上位とする。
- ③ 審査は非公開とする。

(2) 審査結果通知

期日：令和2年7月28日（火）発送

審査結果については、プロポーザルに参加した事業者すべてに書面で通知するとともに、次の内容を市ホームページで公表する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

- ① 最優秀提案者の名称と点数
- ② その他の参加者（名称は、A社、B社とする。）と点数

### 14、契約に関する事項

(1) 契約締結

委託候補者と業務内容について協議し、契約締結のための仕様書等の調整を行い、随意契約により契約を締結する。

(2) 契約書及び契約保証金

要する。ただし、契約保証金については、にかほ市財務規則に該当する場合は免除する。

(3) 委託料支払

業務完了後に受託者の指定する口座へ支払う。

(4) 事業実績報告書等

当該業務完了後に、当該業務に関する実績報告書等の提出を要する。

### 15、その他

(1) この企画提案募集は、市公式ホームページを通じて行うものとする。

(2) 本プロポーザル参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 本プロポーザルに係る提出書類等は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、提出書類は返却しない。

(4) 本プロポーザルに係る提出書類等の追加、修正、差替えは一切認めない。ただし、審査に必要と認められる場合は、市から資料の追加提出を求めることができる。

(5) にかほ市が提供する資料は、にかほ市の許可なく公表及び目的外に使用することはできません。